|  |
| --- |
| ５ |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

|  |
| --- |
| ４ |
| 日本国憲法第１４条  「すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」  　日本国憲法第24条第１項  「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」 |

２

１

３

（　）年（　）組　名前

人権学習ワークシート